

前	金	部	分	払
有		—		

平成 27 年度

浄水 第 14 号

高茶屋浄水場及び水源地導水管等改修工事に伴う実施設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書  
及び監督員の指示による。

津市水道局

浄水課

平成27年度	浄水 第 14 号	業 務 委 託 設 計 書	
委 託 場 所	津市 高茶屋小森町及び新家町 地内	局 長	
		次 長	
委 託 名	高茶屋浄水場及び水源地 導水管等改修工事に伴う実施設計業務委託	課 長	
		検 算 者	
設 計 額		担 当 主 幹	
		担 当 主 幹	
履 行 期 限	平成27年12月10日限り	担 当 主 幹	
		主 査	
支 出 科 目	款 資本的支出	設 計 者	
	項 建設改良費		
	目 原水及び浄水施設費		
業 務 委 託 の 大 要			
導水管詳細設計 大口径・開削		L=250m	
場内配管詳細設計 (排水管、場内連絡管)		1 式	
場内整備詳細設計 (雨水、排水、マンホール)		1 式	
導水ポンプ詳細設計 (機械、電気)		1 式	

# 位置図

平成27年度 浄水第14号

高茶屋浄水場及び水源地導水管等改修工事に伴う実施設計業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務								
本業務費				式	1			
浄水場設計（詳細）				式	1			第1号明細書参照
直接人件費計				式	1			
成果品作成費				式	1			
直接原価				式	1			
その他原価				式	1			
業務原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
業務価格				式	1			
消費税相当額				式	1			
業務委託料				式	1			

第0001号 明細表 浄水場設計(詳細)

1 式

(上段 : 前回 下段 : 今回)

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
導水管、場内配管、場内整備、導水ポンプ	式				第0001号単価表
		1			
設計協議	式				第0002号単価表
		1			
現地調査	式				第0003号単価表
		1			
合 計	式				
		1			
単位当り	式				
		1			

浄水場設計（導水管、場内配管、場内整備、導水ポンプ）						第0001号単価表 1 式 当り	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長（直接人件費）		人					
主任技師（直接人件費）		人					
技師（A）（直接人件費）		人					
技師（B）（直接人件費）		人					
技師（C）（直接人件費）		人					
技術員（直接人件費）		人					
合 計		式	1				
単位当り		式	1	当り			

設計協議						第0002号単価表 1 式 当り	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師（直接人件費）		人					
技師（A）（直接人件費）		人					
技師（B）（直接人件費）		人					
合 計		式	1				
単位当り		式	1	当り			

## 現地調査

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（A）（直接人件費）		人				
技師（B）（直接人件費）		人				
合 計		式	1			
単位当り		式	1	当り		

人員計算表 浄水処理能力 13,715m<sup>3</sup>/日

単位:人

施設名	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計
導水管	設計計画							
	各種計算							
	図面作成							
	数量計算							
	審査							
	小計							
	補正後数量							
場内配管	設計計画							
	計算	構造						
		機能						
	設計図作成							
	数量計算							
	審査							
	小計							
補正後数量								
場内整備	設計計画							
	計算	構造						
		機能						
	設計図作成							
	数量計算							
	審査							
	小計							
補正後数量								
導水ポンプ	設計計画							
	計算	構造						
		機能						
	設計図作成							
	数量計算							
	審査							
	小計							
補正後数量								
合計								

第0001号 単価表



## 人員計算表

### 設 計 協 議 （浄水場実施設計）

単位:人

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計
第1回打ち合わせ							
中間打ち合わせ							
最終打合わせ							
小 計							

第0002号 単価表

### 現 地 調 査 （浄水場実施設計）

単位:人

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計
現地調査							
小 計							

第0003号 単価表

平成27年度 浄水 第14号  
高茶屋浄水場及び水源地 導水管等改修工事に  
伴う実施設計業務委託

仕 様 書

津市水道局

## 第1章 共通仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市水道局（以下「発注者」という。）が発注する水道事業の計画、認可、設計等に係る業務委託に適用する。

### 2 業務の従事者

- (1) 本業務の従事者は、上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者でなければならない。
- (2) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ配置しなければならない。業務担当責任者として管理技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）技術管理者又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格保有者のいずれかの者とし、本業務の専任とする。照査技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）、技術管理者、又はRCCM（上水道及び工業用水道）のいずれかの資格保有者とする。
- (3) 受注者は、本業務の各工種に必要な数の従事者を配置しなければならない。

### 3 業務計画

- (1) 受注者は、業務実施前（契約締結後14日以内）に業務計画書（工程表）を発注者に提出し、その内容等について承認を受けなければならない。
- (2) 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

### 4 業務の実施

- (1) 本業務の実施については、三重県設計業務委託共通仕様書、本契約書及び仕様書に準拠して行うものとし、また、監督員と十分協議し、その指示に従い履行しなければならない。

### 5 協議・打合せ等

- (1) 受注者は、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打ち合わせにおいては、管理技術者が出席するものとする。また、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）における打ち合わせには、照査技術者も出席するものとする。打ち合わせの議事録はその都度作成し、管理技術者が確認の上、監督員に提出しなければならない。

### 6 納品及び検査

- (1) 成果品は、作業ごとに十分点検を行い、製本取りまとめ時点において、照査を行っ

た上で監督員に提出し、管理技術者立会いのもと、発注者の検査を受けなければならない。

- (2) 受注者は、業務完了後または引渡し後において、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。

## 7 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 8 資料等の保管

- (1) 本業務の実施にあたり、発注者が貸与した資料及びその複写物等は、受注者が注意をもって保管し、業務終了後返還しなければならない。

## 9 目的外使用の禁止

- (1) 受注者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

## 10 損害賠償

- (1) 本業務の履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生経過及び内容について、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において、解決しなければならない。

### 11. カルテの作成・登録

受注金額が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、また登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。又、変更契約により受注金額が 100 万円を超えた場合にも、残りの日数に関係なく「業務カルテ」を作成し登録しなければならない。

### 12. 前払いに関する事項

請負代金の額が 130 万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市水道局が必要と認めるときは、契約金額の 10 分の 3 以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

### 1 3 疑義

- (1) 受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載された事項について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。

## 第2章 特記仕様書

### 1. 業務概要

#### 1-1 業務の目的

本業務は、高茶屋浄水場及び水源地において、現況水道施設の運転に支障を来たすことなく、導水管、排水管、雨水、汚水管及び導水ポンプを改修するための実施設計を行うものである。

#### 1-2 基本条件

高茶屋浄水場における実施設計の基本条件は、次に示す通りである。

計画一日最大処理能力 13,715 m<sup>3</sup>/日

### 2. 業務内容

#### 2-1 設計協議

受注者は本業務を実施する各段階において、津市の関係部署と適時協議を行い、極力手戻りがない様に本業務を遂行するものとする。

初回打合せ 仕様書の内容確認（内容把握，設計工程，方針，管理運用面における検討事項の内容等），借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中（設計計画、各種計算、設計図作成、数量計算等）に発生する諸条件に関する確認

最終打合せ 業務作業完了時における総括説明，成果品納入，検収立会い

#### 2-2 現地調査

##### (1) 現地調査

本調査は、高茶屋浄水場及び水源地における、現況の水道施設、導水ポンプ設備、導水管路、地下埋設物、場内設備、場内排水管、流末経路等、詳細な現地調査を行うものとする。

##### (2) 資料収集・整理

資料収集・整理は、津市水道事業基本計画書、地質調査報告書、施設等の竣工図書、都市計画用途区分、道路、河川、民家等の制約条件及び関連機関の情報等を収集、整理する。

この実施設計においては、先の「津市水道事業基本計画書（見直し）」の水道施設整備方針に基づき、現況水道施設による運転に支障を来たすことなく、新規水道施設の運転に切

り替えるものとする。

(1) 設計計画

導水管、排水管及び雨水、汚水等の場内配管の改修計画、施工方法、土留工事及び水源地における導水ポンプ等の改修にあたっての設計計画

(2) 各種計算

機能計算 基本条件に基づく土木施設(管路等)、導水ポンプ施設の各種計算  
構造計算 土留工における応力計算、検討

(3) 設計図書の作成

全体計画図面 フロー図、導水管、送水ポンプ、排水管、汚水、雨水の排水経路図  
詳細図面 基本条件に基づく改修工事の各種関連詳細図面等

(4) 数量計算

各種検討結果及び設計図面に基づく各施設別、工種別数量の計算

(5) 仕様書作成

発注時における仕様書及び特記仕様書の作成

(7) 審査

高茶屋浄水場及び水源地導水管等改修工事に伴う設計図書について、総合的に発注者の審査を受け承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

3. 納品項目

- |  |    |
|--|----|
| (1). 高茶屋浄水場及び水源地導水管等改修工事に係る実施設計図書  | 3部 |
| 各種検討書、各種機能計算書、各種構造計算書、各種応力計算書、<br>各種数量計算書、各種概算工事費積算書、各種特記仕様書<br>汚水、雨水管路の経路図等 |    |
| (2). 上記図書(原稿)のデーター   | 1式 |
| (3). 打合せ記録簿  | 1部 |

4. 準拠・準用図書

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則、建築基準法、電気事業法、消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他、次の図書に準拠・準用するものとする。

- |                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| (1). 水道施設設計指針                     | 日本水道協会     |
| (2). 浄水技術ガイドライン                   | 水道技術研究センター |
| (3). 水道維持管理指針                     | 日本水道協会     |
| (4). 水道施設耐震工法指針・解説                | 日本水道協会     |
| (5). 水理公式集                        | 土木学会       |
| (6). 下水道維持管理指針                    | 日本下水道協会    |
| (7). 建築工事共通仕様書及び標準図               | 公共建築協会     |
| (8). 機械設備工事共通仕様書及び標準図             | 公共建築協会     |
| (9). 電気設備工事共通仕様書及び標準図             | 公共建築協会     |
| (10). 日本工業規格                      | 工業技術院      |
| (11). 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説          | 公共建築協会     |
| (12). 水道事業ガイドライン                  | 日本水道協会     |
| (13). 水道施設機能診断の手引き                | 水道技術研究センター |
| (14). 水道施設更新指針                    | 日本水道協会     |
| (15). 水道施設設計業務委託標準仕様書             | 日本水道協会     |
| (16). その他関連法令（厚生労働省指導通達等）・条例及び規格等 |            |

## 5. その他

- (1). 業務内容、成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議する。
- (2). 平成 28 年度以降の予算編成の資料とするため、業務の中間で当該施設の改修工事に係る概算工事費を算定し、報告するものとする。



## 第3章

### 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

#### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

#### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- (3) 受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

#### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

#### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。